

特定非営利活動法人 そま もり がくしゃ
　　「**杣の杜 学舎**」定款

第一章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 「**杣の杜 学舎**」という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県美濃市片知1109番地の4に置く。

(目的)

第3条 この法人は、森林環境の整備活動や、管理放棄による荒廃森林の再生など森林・林業が抱える諸問題を解決する事業を行うとともに、一般市民及び森林所有者等に対する自然教室、各種講習会等を通じて森林を取り巻く地域社会の構築や森林環境に対する意識の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1)「環境の保全を図る活動」
- (2)「社会教育の推進を図る活動」
- (3)「災害救援活動」
- (4)「地域安全活動」

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- 森林整備に係る事業
- 森林管理に係る事業
- 調査・研究に係る事業
- 森林災害の復旧に係る事業
- 緑地の管理・整備に係る事業
- 地域の環境整備に係る事業
- 木竹の伐採等に係る事業
- 林産物の利用に係る事業
- 普及・啓発活動に係る事業
- 環境教育・自然体験活動に係る事業
- インターンシップ事業
- この法人の活動に関する広報事業
- この法人の目的を達成するために必要な事業

第二章 会 員

(種別及び資格)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

2 正会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体とする。

3 賛助会員は、この法人の目的に賛同し活動に協力する個人及び団体とする。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 会員は、本会に納入した入会金及び会費の返還を求めるることはできない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出があったとき。

(2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。

(3) 除名されたとき。

(4) この法人が解散したとき。

(退会)

第10条 会員が退会しようとする時は、代表理事にその旨を届け出て、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決を経て除名することができる。但し、この場合においては、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款、諸規定又は総会の議決に違反したとき。

(2) この法人の目的趣旨に反する行為があったとき。

(3) この法人の名誉を傷つけ又はこの法人の運営に支障を及ぼすと認められたとき。

(4) 会費を1年以上滞納したとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第三章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

3 理事のうち常務理事を3名以内置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事、副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 常務理事は、理事会の承認を得て、理事の中から選任する。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 6 役員は、法第20条に適合し、その構成は、法第21条に適合しなければならない。
- 7 役員に異動があるときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、法人の常務を執行することとし、副代表理事に事故があるとき又は代表理事・副代表理事が欠けたときは、その職務を代行する
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員の弁明の機会を与えねばならない。

(報酬)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(顧問及び参与)

第20条 この法人に、顧問及び参与若干名を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の推薦により、代表理事が委嘱する。

3 顧問及び参与は、重要な事項について、代表理事の諮詢に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。

(職員)

第21条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 事務局長その他の職員は、理事会の承認を経て代表理事が任免する。

第四章 総会

(総会の種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第24条 総会は、以下の事項について決議する。

(1) 定款の変更

(2) この法人の解散または合併

(3) 事業計画及び収支予算

(4) 事業報告及び収支決算

(5) 役員の選任及び解任、職務、報酬

(6) 入会金及び会費の額

(7) 前各号のほか、理事会より付議された事項

(総会の開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会で必要と認められたとき。

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求が

あったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事が招集したとき。

(総会の招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会の招集は、会議を構成する正会員又は理事に対して、会議の目的及び審議事項、日時及び場所を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員の総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第30条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

第五章 理事会

(理事会の構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第35条 理事会は代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項及び第3項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第36条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第37条 理事会における議決事項は第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

(2) 理事総数出席者数及び出席者名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び会議において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

第六章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第41条 この法人の資産の管理は、理事会の定めるところによる。

(経費の支弁)

第42条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及び收支予算は、代表理事が毎事業年度ごとに策定し、総会の議決を経なければならない。

2 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

3 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

4 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算を変更することができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書及び收支決算書類は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に代表理事が作成し、年度末資産目録とともに監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第七章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁における設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由により法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2項の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産)

第49条 この法人が解散するときの残余財産の帰属は、法第11条第3項に掲げる者のうちから、解散時の総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て選定する。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第八章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第九章 雜則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

- 1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 鈴木 章
副代表理事 山中 亘
常務理事 若月 亨
監事 大武 圭介

- 3 . この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から、平成 16 年 6 月 30 日までとする。
- 4 . この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 . この法人の設立当初の入会金及び年会費については、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員（個人）入会金 5 , 000 円 年会費 3 , 000 円
正会員（団体）入会金 5 , 000 円 年会費 10 , 000 円

賛助会員（個人）入会金 2 , 000 円 年会費 一口 1 , 000 円 3 口以上
賛助会員（団体）入会金 50 , 000 円 年会費 一口 10 , 000 円 1 口以上